



申告・納税はお早めに 平成30年分町県民税・所得税申告

税務課 住民税係 ☎(232)4911
菊池税務署 ☎0968(25)2121

平成30年分の町での申告受付は、2月18日(月)～3月14日(休)です。例年申告窓口は混雑しますので、時間に余裕をもって申告してください。

町会場での申告日程

期日	受付地区		場所
	午前 午前9時～11時	午後 午後1時～4時	
2月18日(月)	花立・南花立・向陽台		光の森町民センター 会議室
2月19日(火)	八久保・南八久保・にじの森		
2月20日(水)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
2月21日(木)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
2月22日(金)	光の森1町内～4町内		
2月25日(月)	光の森5町内～7町内		
2月26日(火)	三里木・三里木北		
2月27日(水)	新山・北新山		
2月28日(木)	沖野・新成・杉並台		
3月1日(金)	青葉台・東ヶ丘・境の松		
3月4日(月)	戸次・馬場楠・上中代・出分・中代		役場2階大会議室
3月5日(火)	川久保・津留・大堀木・下原		
3月6日(水)	曲手・辛川・井口・道明		
3月7日(木)	上津久礼・あさひヶ丘・津久礼ヶ丘		
3月8日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘・下津久礼		
3月11日(月)	緑ヶ丘・緑陽台		
3月12日(火)	馬場・柳水・入道水		
3月13日(水)	南方・新町・新町西・鉄砲小路・長塚		
3月14日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

※東部町民センター、三里木町民センターは今年から申告会場ではありません。

各種申告が必要な人

- 確定申告が必要な人
 - ・給与所得者で2カ所以上の事業所から給与がある人
 - ・給与以外の所得が20万円を超える人など
- 町県民税(住民税)申告が必要な人
 - ・所得税は課税されないが営業、農業、不動産などの収入がある人
 - ・平成30年中に収入がなかった人
 - ・町外に居住する人の扶養となつている人
- 年金所得がある人
 - ・公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は不要です。ただし、医療費や生命保険料の控除を受ける場合は確定申告や町県民税の申告が必要な場合があります。

町の会場で受け付けることができない申告

- 以下については税務署で申告をお願いします。
- ・住宅借入金特別控除(1回目)の申告
 - ・土地、建物、株式の譲渡所得
 - ・先物取引に係る所得
 - ・上場株式などの配当やFX取引に係る所得
- ※詳しくは税務署へお問い合わせください。

申告に必要なもの

- 収入、経費関係
 - ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
 - ・農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書
- 控除関係
 - ・社会保険料控除証明書・生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
 - ・医療費控除、セルフメディケーション関係の書類
- 平成28年または平成29年に雑損控除を適用し、平成30年中に工事などで追加の費用がある場合は、前年度の雑損控除計算書の控えと工事内容が分かる領収書など
- その他
 - ・マイナンバーカード(持っていない場合は「通知カード」と「身元確認書類」)
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・本人の口座が分かる通帳など
 - ・利用者識別番号などが記載された税務署のお知らせがき



申告をしないままの収入

所得証明や課税証明が発行できなかったり、国民健康保険税や介護保険料の正しい計算ができませんので、申告が必要な人は必ず申告してください。

申告会場は2カ所

昨年まで受付会場としていた東部町民センターと三里木町民センターでは受付を行いませんので、ご注意ください。

各会場とも、駐車可能台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関での来場をお願いします。

混雑緩和にご協力を

申告期間は午前、午後とも受付開始直後が大変混雑しますので、混雑緩和にご協力をお願いします。

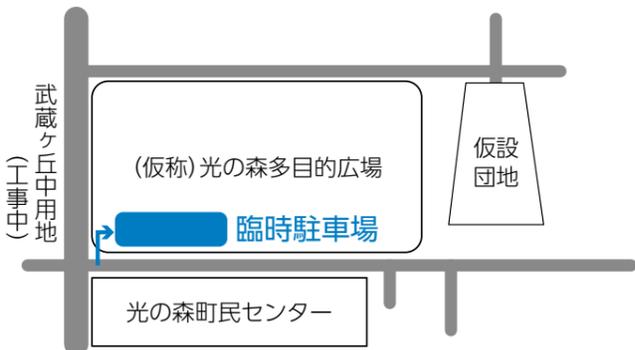
また、できるだけ地区指定日にお越しください。混雑具合によっては長時間お待ちする場合がありますのであらかじめご了承ください。

申告会場は午前8時30分に開場し、番号札を配布します。

光の森町民センター臨時駐車場

光の森町民センターでの申告期間【2月18日～3月1日(土・日除く)】のみ、多目的広場南側を臨時駐車場とします。申告にお越しの際は可能な限りこちらをご利用ください。

- 臨時駐車場の使用時間は、午前8時30分～午後5時です。
- 安全のため、所定の場所以外には駐車しないでください。
- 臨時駐車場に出入りの際は、交通事故に十分ご注意ください。



菊池税務署での申告受付

菊池税務署は改修工事に伴い「仮庁舎」へ移転し、移転前の庁舎は閉鎖していますのでご注意ください。

- 会場
菊池市役所七城支所 2階会議室 (菊池市七城町甲佐町74の1)
- 申告期間
2月18日(月)～3月15日(金)
- ※土・日を除く
- 申告受付時間
午前9時～午後4時

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書からマイナンバーの記載が必要となりましたのでご理解とご協力をお願いします。

配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件が改正されました

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1千万円を超える人は、配偶者控除の適用はできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、控除額も改正されました。

いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、スマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができるようになります。また、給与所得者(年末調整済)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する場合は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます。

スマートフォンから申告をするには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるIDとパスワードが必要です。

